

# 第12回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 計算書類の「個別注記表」
- ・ 連結計算書類の「連結注記表」

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

上記計算書類の「**個別注記表**」および連結計算書類の「**連結注記表**」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.j-oil.com>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社 J-オイルミルズ

# 個別注記表

## 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

### I. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法  
デリバティブ……………時価法
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
原材料中の大豆、菜種、  
トウモロコシ、あまに……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）  
上記以外のたな卸資産……………月別総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

### II. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、建物（附属設備を含む）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は建物が7年～50年、構築物が10年～60年、機械及び装置が7年～15年であります。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては5年で償却しております。
- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### III. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

### IV. 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### V. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 製品回収引当金  
製品自主回収に関する費用の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金  
従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。  
なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上しております（前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております）。
- (6) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給及び執行役員の退職給付の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
- (7) 環境対策引当金  
有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

## VI. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっており、金利通貨スワップについては一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- | ヘッジ手段    | ヘッジ対象           |
|----------|-----------------|
| 為替予約     | 外貨建買掛金及び外貨建予定取引 |
| 金利通貨スワップ | 外貨建借入金          |
- (3) ヘッジ方針  
内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## VII. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**【表示方法の変更に関する注記】****I. 支払手数料の表示方法の変更**

従来、損益計算書の営業外費用の「雑支出」に含めておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、区分掲記いたしました。前事業年度における「支払手数料」の金額は49百万円であります。

**【貸借対照表に関する注記】****I. 保証債務**

保証先	保証金額 (百万円)	備 考
従業員	7	住宅ローン等に対する保証債務
計	7	

**II. 関係会社に対する金銭債権債務**

短期金銭債権	13,967百万円
短期金銭債務	3,499百万円

**III. 有形固定資産の減価償却累計額**

有形固定資産の減価償却累計額	114,314百万円
----------------	------------

**【損益計算書に関する注記】****関係会社との取引**

営業取引による取引高	
売上高	69,460百万円
仕入高	8,517百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,340百万円

**【株主資本等変動計算書に関する注記】****自己株式の種類及び株式数に関する事項**

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	737,163	12,942	185	749,920

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

## 【税効果会計に関する注記】

### I. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	百万円
たな卸資産評価減	9
土地評価減	805
減価償却費	188
有価証券評価減	124
会員権等評価減	98
貸倒引当金	49
未払金	935
未払社会保険料	50
未払事業税	138
賞与引当金	308
退職給付引当金	1,873
役員退職慰労引当金	132
その他	137
繰延税金資産小計	4,852
評価性引当額	△1,164
繰延税金資産合計	3,687

(繰延税金負債)	
土地評価増による増加	△3,954
退職給付信託に係る益金不算入額	△527
固定資産圧縮積立金	△209
その他有価証券評価差額金	△1,695
繰延ヘッジ損益	△22
繰延税金負債合計	△6,410
繰延税金資産の純額	△2,722

### II. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%
法人住民税等の均等割額	0.6%
税額控除額	△0.6%
評価性引当額の増減	0.0%
その他	0.7%
税効果会計適用後法人税等の負担率	36.0%

### Ⅲ. 法定実効税率の変更

平成 26 年 3 月 31 日に「所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）が公布され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を従来の 38.01%から 35.64%に変更しております。

この税率の変更により繰延税金資産の純額が 92 百万円減少し、法人税等調整額が 94 百万円、繰延ヘッジ損益が 1 百万円、それぞれ増加しております。

#### 【関連当事者との取引に関する注記】

##### I. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引 の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
その他の関係会社	味の素(株)	東京都中央区	79,863	食料品等製造 その他	被所有 直接 27.3	転籍 3人	当社製品の販売	油脂製品の販売	51,143	売掛金	10,299
								土地取引	3,550	—	—

(注) 上記金額のうち取引金額のみ消費税等は含まれておりません。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

製品の販売については、味の素(株)の再販売価格と同額であります。なお、販売対価として 0.8%のコミッションを支払っております。土地取引については、不動産鑑定士による鑑定価額を根拠として、双方合意の上、決定しております。

##### II. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引 の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	日華油脂(株)	東京都中央区	290	油脂販売	直接 100	兼任 2人	当社製品の販売	油脂製品の販売	8,336	売掛金	1,543
								配当金の受取	388	—	—
子会社	(株)J-ウィズ	東京都中央区	20	油脂販売 その他	直接 100	—	当社製品の販売	油脂製品の販売	8,703	売掛金	1,523

(注) 上記金額のうち取引金額のみ消費税等は含まれておりません。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

製品の販売については、市場価格等を参考に決定しております。

**【1株当たり情報に関する注記】**

(1) 1株当たり純資産額	422.20円
(2) 1株当たり当期純利益	22.69円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	3,785百万円
普通株式に係る当期純利益	3,785百万円
普通株式の期中平均株式数	166,799,214株

# 連結注記表

## 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

### I. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

(株)Jーウィズ、日華油脂(株)、(株)Jーケミカル

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)Jーサービス、坂出ユタカサービス(株)、横浜パック(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社7社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### II. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び名称

持分法を適用した非連結子会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 5社

持分法を適用した関連会社の名称

(株)ユタカケミカル、太田油脂(株)、辻製油(株)、Siam Starch Co., Ltd.、Ruchi J-Oil Private Limited (持分法適用範囲の変更)

当連結会計年度より、辻製油(株)及びRuchi J-Oil Private Limited を持分法の適用の範囲に含めております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

(株)Jーサービス、坂出ユタカサービス(株)、横浜パック(株)

(関連会社)

(株)JOYアグリ

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社7社または関連会社2社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### III. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの………移動平均法に基づく原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ………時価法



③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料中の大豆、菜種、

トウモロコシ、あまに……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

上記以外のたな卸資産……………月別総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（附属設備を含む）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は建物及び構築物が7年～60年、機械装置及び運搬具が7年～15年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品回収引当金

製品自主回収に関する費用の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給及び執行役員の退職給付の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

⑥ 環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっており、金利通貨スワップについては一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建買掛金及び外貨建予定取引
金利通貨スワップ	外貨建借入金

③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個別案件ごとに判断し20年以内の合理的な年数で均等償却しております。ただし、金額が僅少の場合は、発生した期の損益として処理することとしております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 【会計方針の変更に関する注記】

### I. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付適用方針」という。)を、当連結会計年度より適用し(ただし、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が 4,270 百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が 725 百万円減少しております。

## 【表示方法の変更に関する注記】

### I. 支払手数料の表示方法の変更

従来、損益計算書の営業外費用の「雑支出」に含めておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、区分掲記いたしました。前連結会計年度における「支払手数料」の金額は 49 百万円であります。

## 【連結貸借対照表に関する注記】

### I. 保証債務

保証先	保証金額 (百万円)	備考
従業員	7	住宅ローン等に対する保証債務
計	7	

### II. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 115,434 百万円

**【連結株主資本等変動計算書に関する注記】**

**I. 発行済株式の種類及び総数に関する事項**

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	167,542,239	—	—	167,542,239

**II. 自己株式の種類及び株式数に関する事項**

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	743,694	412,942	185	1,156,451

（注）増加は単元未満株式の買取り及び持分法の適用範囲の変動によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

**III. 配当に関する事項**

**（1） 配当金支払額**

決 議	株式の種 類	配当金の総額(百万円)	1株あたり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	833	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日
平成25年11月5日 取締役会	普通株式	667	4	平成25年9月30日	平成25年12月5日

（2） 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種 類	配当の原 資	配当金の総額(百万円)	1株あたり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	833	5	平成26年3月31日	平成26年6月25日

（注）1株あたりの配当額は、普通配当4.00円 記念配当1.00円を予定しております。

## 【金融商品に関する注記】

### I. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に植物油脂の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債及び借入金は、主に設備投資及び運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長4年5ヶ月後であります。このうち一部は、外貨建変動金利であるため金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利通貨スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における債権担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社グループは、借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクを抑制するために、金利通貨スワップ取引を利用しております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた財務取引に関する規程に基づいて行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち 25.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

## Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注 2)を参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,309	6,309	—
(2) 受取手形及び売掛金	39,884	39,884	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	8,737	8,737	—
資産計	54,930	54,930	—
(1) 支払手形及び買掛金	21,309	21,309	—
(2) 短期借入金	16,150	16,150	—
(3) 社債	12,000	12,087	87
(4) 長期借入金	5,538	5,518	△20
負債計	54,997	55,064	66
デリバティブ取引 <sup>(※)</sup>	64	64	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

### 負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社グループの発行する社債の時価については、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値に基づき算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利外貨建長期借入金は、金利通貨スワップの一体処理（振当処理、特例処理）の対象とされており（「デリバティブ取引関係」参照）、当該金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

①通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価 (※1)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	11,741	—	63
	ユーロ		609	—	0
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	10,833	—	(※2)
	ユーロ		364	—	(※2)
合計			23,549	—	—

(※1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体となって処理されている為その時価は当該買掛金の時価に含めております。

②金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
金利通貨スワップの 一体処理 (振当処理・特例処理)	金利の変換を含む 通貨スワップ取引 米ドル受取・円支払 金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	500	0	(※)
合計			500	0	—

(※) 金利通貨スワップ取引の一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されている為、その時価は当該長期借入金の時価に含めております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,724

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,309	—	—	—
受取手形及び売掛金	39,884	—	—	—
合計	46,193	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	—	—	—	12,000	—	—
長期借入金	1,138	1,000	1,400	1,000	1,000	—
合計	1,138	1,000	1,400	13,000	1,000	—

**【1株当たり情報に関する注記】**

(1) 1株当たり純資産額 444.62円

(2) 1株当たり当期純利益 23.50円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載していません。

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益 3,913百万円

普通株式に係る当期純利益 3,913百万円

普通株式の期中平均株式数 166,466,530株



## 【税効果会計に関する注記】

### I. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	百万円
土地評価減	6
減価償却費	192
有価証券評価減	124
会員権等評価減	98
貸倒引当金	51
未払金	1,027
未払事業税	150
賞与引当金	326
退職給付に係る負債	2,300
役員退職慰労引当金	141
未実現利益	172
その他	199
繰延税金資産小計	4,789
評価性引当額	△365
繰延税金資産合計	4,424
(繰延税金負債)	
連結上の土地の評価差益	△3,584
退職給付信託に係る益金不算入額	△527
固定資産圧縮積立金	△209
その他有価証券評価差額金	△1,788
繰延ヘッジ損益	△22
繰延税金負債合計	△6,133
繰延税金資産の純額	△1,708

### II. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

### III. 法定実効税率の変更

平成 26 年 3 月 31 日に「所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）が公布され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成 26 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を従来の 38.01%から 35.64%に変更しております。

この税率の変更により繰延税金資産の純額が 96 百万円減少し、法人税等調整額が 98 百万円、繰延ヘッジ損益が 1 百万円、それぞれ増加しております。

以上